

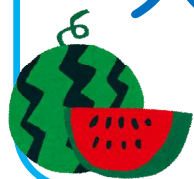
★本誌は人材の育成を会社の業績向上にお役立ていただきたいと願い発行しています

人事労務お役立ち定期便

2017年7月1日発行

平成29年 第105号

発行◆せのお社会保険労務サポート事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 〒715-0016



知っ得！人事労務トピックス

★エクセルで作成する算定基礎届3つの様式

年1回、社会保険（健康保険と厚生年金保険）の被保険者（雇用保険加入のみの人は対象外）に支払った賃金を元に、「算定基礎届」によって届出ることにより、標準報酬月額を決定する作業を行っています。（これを「定時決定」という）

これは、社会保険の被保険者の実際の報酬（給与）と標準報酬月額との間に大きな差が生じないようにするため大事な作業になります。



届出用紙（算定基礎届等）については、毎年6月までの間に順次、会社あてに送られてきますが、送られてきた用紙によらず、エクセル（Excel）で算定基礎届を作成することもできます。

算定基礎届のエクセルファイル書式は、日本年金機構のホームページよりダウンロードできます。

※当事務所HPの「お知らせ」からもダウンロードできます。HPは「せのじむ」で検索してください。

～社長さん、総務担当者のための知っておきたい助成金～

「子育て・介護・女性系の助成金」

◎両立支援等助成金のコース

コース名	内容・要件など
事業所内保育施設コース	事業所内に保育施設を設置、運営、増築する場合の助成金
育児休業等支援コース【拡充】	中小企業の育休復帰促進のための助成金
女性活躍加速化コース【拡充】	女性の地位を高める助成金。ただし、難しい
出生時両立支援コース【拡充】	男性従業員のための育児休業のための助成金
介護離職防止支援コース【拡充】	介護離職の危機に立つ対象者が出た場合の助成金
再雇用評価処遇コース【新設】	介護や育児を理由とした退職者の復職支援の助成金。

【社労士せのサポのワンポイント！】

比較的受給しやすく、時代の流れにもものついて、何より“人にやさしい”助成金として「両立支援等助成金」があります。

その両立支援等助成金に、本年度より「再雇用者評価処遇コース」が新設されました。

育児・介護等を理由とした退職者が復職する際、従来の勤務経験を評価し、配置・処遇がされる再雇用制度を導入したうえで、希望者を再雇用した事業主に助成金を支給するものです。

就業規則等で再雇用制度を規定し、実際に再雇用するだけなので、対象者がいれば、手続き面では簡単な助成金といえそうです。

----- 切り取ってデスクマットの下にしいておかれると忘れません -----



「あ、そうじゃ、聞いてみよう」電話（0866）63-3213

せのお事務所へのご相談は土日祝を除く9～17時まで受け付けしております。



★算定基礎届チェックリスト

- 給与の支払日や昇給月、賞与の支払月に変更はないか？
- 7月1日現在の被保険者(6月1日以降に取得した人を除く)が全員分記載されているか？
- 4月・5月・6月の各月に記載されている報酬は、各月に支払われた給与となっているか？
- 日給者・時給者は支払いの対象となった実日数を記載しているか？(年休・休出注意)
- 原則として支払基礎日数 17 日以上月の平均額を記載しているか？
- パートの場合で4月～6月の全ての月の支払基礎日数が17日未満の場合、15日以上月を対象としているか？
- 4～6月の平均と前年7月～6月までの平均で2等級以上の差がある被保険者はいないか？
- 月額変更予定者を確認したか？
- 賞与支払届の提出漏れはないか？

【社労士せのサポのワンポイント！】

●算定基礎届とは？

7月1日現在で使用している全ての被保険者にその年の4～6月に支払った賃金を届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。このとき使用する用紙のことを「算定基礎届」といいます。

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。

ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する人は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

また、注意点として、算定基礎届を提出した後に、8月改定および9月改定の月額変更該当した人については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

忘れないようにしましょう。

「まず自らが変わる ～言志四録より～」



◆ まず自らが変わること

幕末日本において、坂本竜馬、勝海舟、吉田松陰などを育てた佐久間象山をはじめ多くの英傑を育成した人物に佐藤一斎(いっさい)がいます。

一斎が40年かけて記した4つの言志録シリーズをまとめて「言志四録」といいます。

今の状況を変えたいと思っても、すぐに周囲を変えることはできません。

であれば、自分自身を変えることから始めたほうが手取り早いといえます。

そんなとき「言志四録」が役に立つでしょう。

◆ 学ぶことの目的をもつ

「言志叢録 二八」に「学を為すの効は、気質を変化するに在り。其の功は立志に外ならず」があります。「学問をすると、性格が良くなる。」という意味です。

しかし、本当にそうでしょうか？

「学ぶこと」はなんのためにするのでしょうか。ビジネスでいえば仕事に役立てるために、資格取得の勉強をするのではないのでしょうか。

何かを成し遂げるために勉強したことで、自分が変わったというほうが自然ではないのでしょうか。

◆ 良い習慣を身につける

一斎も、後段で、学ぶことの原動力は「立志に外ならず」と言っています。

「立志」とは志を立てること、目的を決めることです。自分を変えるためには先に「こうなろう！」と決意することで、学ぶことが活かされてくるでしょう。性格もこうなろうと決めるから変わるのでしよう。

目的・目標を決め、良い習慣を身につけることが、自分を変える第一歩に通ずると思います。

「超訳 言志四録 佐藤一斎の『自分に火をつける』言葉」田口佳史著 三笠書房より

医療・福祉・介護業界向けの情報をホームページから発信しています。

ホームページは「せのじむ」「せのお事務所」で検索してください！